令和6年度 大東市一般廃棄物処理実施計画

第1節 ごみ処理実施計画

- 1. 一般廃棄物(ごみ)の排出状況
- (1) 実施区域 大東市の全域とする。

(2) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(3) 一般廃棄物(ごみ)の排出量(見込み)

本市で発生する一般廃棄物(ごみ)の種類と排出量の見込みは、次のとおりである。

(単位:トン)

	家庭系ご	み			
種類	家庭ごみ	粗大ごみ	計	事業系ごみ	合計
	資源ごみ	燃えない小物			
排出量	23, 317	1,857	25, 174	8,838	34,012

2. 一般廃棄物(ごみ)の処理主体

一般廃棄物(ごみ)の収集・運搬、中間処理、最終処分における処理主体

(1) 家庭系ごみ

種類	家庭ごみ	資源ごみ	燃えない小物	粗大ごみ	その他
収集・運搬	市(委託)	市(委託)	市(委託)	市(直営・委 託)	市(委託)
中間処理	東大阪都市 清掃施設組合	東大阪都市 清掃施設組合	東大阪都市清掃施設組合	東大阪都市清掃施設組合	市(委託)
最終処分	大阪湾広域臨海環境整備センター(焼却灰及び残渣類のみ)				市(委託)

- (注1) 資源ごみは、あきかん・あきびん、プラスチック製容器包装、ペットボトルである。
- (注2) その他は、蛍光管、乾電池、水銀血圧計、水銀体温計、古紙類、使用済小型家電、小型充電式電池である。
- (注3) 市の排出ルールに則らないごみや、ごみ置き場の位置関係等により市で収集できない共同 住宅から出るごみの収集・運搬は一般廃棄物収集運搬委託業者、中間処理は東大阪都市清 掃施設組合を主体とする。
- (注4) 東大阪都市清掃施設組合及び市で処理できないごみの収集・運搬及び処分は産業廃棄物収集・運搬、処分業の許可を持つ者及び各種法令上、その一般廃棄物を扱うことができる者を主体とする。

(2) 事業系ごみ (一般廃棄物に限る)

事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

種類	一般ごみ	動植物性残渣	事業系食品廃棄物
収集・運搬	委託業者・排出者	一般廃棄物収集 運搬委託業者、 一般廃棄物再生 利用業者など	一般廃棄物収集運 搬委託業者、一般 廃棄物再生利用業 者など
中間処理	東大阪都市清掃施設組合	一般廃棄物再	手生利用業者など
最終処分	大阪湾広域臨海環境整備センター (焼却灰及び残渣類のみ)		

- (注1) 東大阪都市清掃施設組合への一般廃棄物の搬入は、東大阪都市清掃施設組合が許可した 委託業者に限る。
- (注2) 一般ごみには、一般ごみから分別排出されたあきかん・あきびんを含む。
- (注3) 市及び東大阪都市清掃施設組合以外の者に処理を委託する場合は、その処理が完結(埋立処分又は売却可能な状態への製品化)するまでを委託するものとする。
- (注4)公共施設(一部)の一般廃棄物は市が収集・運搬している。

3. ごみ処理計画

(1) 三者協働で循環型都市に向けた基盤づくり

循環型都市だいとうをめざして、市民・事業者・行政の各主体が環境に配慮**した**ライフスタイルやビジネススタイルを実践することを進めます。また、各主体がそれぞれ連携・協力することで、取組をより効果的に実施できるようになることをめざします。

そのためにも、市民・事業者に対する情報発信の機会や手法の充実を図るとともに、市民 や事業者の行動変容を促す新たな取組の検討を進めます。

(2) ごみを発生させない意識と行動の浸透(発生抑制・再使用)

循環型社会を形成するためには、まず、不要なものを生まない発生抑制を進めることが重要です。さらに、たとえ不要となった場合でも、再使用することが望まれます。そのためには、一人ひとりがごみの発生抑制の方法や再使用の手段について知識や情報を持ち、ごみを捨てない行動を実践することが必要です。さらに、食品ロスや廃プラスチックなどの新たな課題解決に向けた取組を積極的に推進します。

(3)循環を実現するための仕組みづくり(再生利用)

再使用できないごみは再生利用を行います。費用や環境負荷が過大にならない範囲で「循環を実現するための仕組みづくり」を行い、再生利用を実施します。また、分別排出への協力状況を向上させるための情報提供や啓発活動に取り組みます。

(4) 適正で安全・安心なごみ処理システムの構築

リデュース、リユース、リサイクルの3Rができずにごみとして排出されたものは、エネルギー回収を行うとともに、環境への負荷を最小限にするよう、適正に処理・処分を行います。

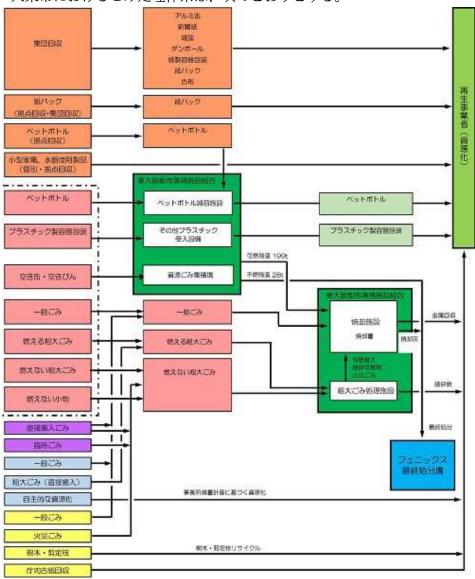
また、ごみ処理を適正で安全・安心なシステムとするため、東大阪市や東大阪都市清掃施 設組合と連携し、既存のごみ処理施設を適正に運転管理するとともに、計画的な更新を進 めます。さらに、地球温暖化防止の観点から温室効果ガスの削減に配慮し、脱炭素社会の 実現に寄与するごみ処理システムの構築を進めます。

(5)環境に配慮したまちづくり

ごみ処理は、身近な生活環境の問題というだけではなく、プラスチックごみの焼却により、 自然環境や地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題にも大きな影響を与えています。 脱炭素社会の実現に貢献するとともに、あらゆる主体と連携したまちの美化や不法投棄対 策を推進していきます。さらに、近年多発する災害に備えた体制の強化を図るとともに、感 染症対策の整備にも取り組みます。

4. ごみ処理の体系

大東市におけるごみ処理体系は、次のとおりとする。



5. 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬するごみの量

(家庭系) (単位:トン)

種類	家庭ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	合計
収集量	21,273	2,044	1,857	25, 174

(事業系)

種類	一般ごみ
収集量	8,838

(2) 分別区分及び収集方法

大東市における分別区分及び収集方法は次のとおりとする。

	分別・収集区分	収集回数	収集場所	収集主体	
	家庭ごみ(燃えるもの)	週2回			
	あきかん・あきびん	月1回	決められた場所		
	燃えない小物* (不燃の小物)	年5回		委託業者	
	ペットボトル	月2回	決められた場所		
家	プラスチック製容器包装	週1回	回収拠点		
庭	粗大ごみ	随時	決められた場所	委託業者・直営	
系	水銀使用製品 (蛍光管・乾電池・血圧計・ 体温計 など)		回収拠点	委託業者	
	小型充電式電池			SHOW I	
	小型家電				
	直接搬入	随時	_	自己搬入	
#	一般ごみ	契約に よる	契約時に決められた場所	委託業者	
事	直接搬入	随時	_	自己搬入	
業系	公共施設(一部)などのごみ	施設に よる	_	委託業者・直営	
	剪定枝	随時	公共施設などから排出さ れる臨時ごみが対象		

自主回収他	古紙類・古布(古着) アルミ缶	ョン管理組	(自治会や子ども会、マンシ 合などが自主的に資源物を 動) 実施団体による	集団回収実施団体が契 約した業者
他	家庭用パソコン・小型家電 宅配便回収	随時	自宅(宅配便業者が集配)	リネットジャパン リサイクル(株)

6. 中間処理計画

東大阪都市清掃施設組合において、大東市と共同処理する。

(1)中間処理の方法

東大阪都市清掃施設組合における中間処理の方法は、次のとおりとする。

種	一般ごみ		資源ごみ		粗大ごみ	み
類	家庭ごみ	あきかん・ あきびん	ペットボトル	プラスチック 製容器包装	燃えない 小物	粗大ごみ
方法	焼却	選別・資源化 の中間処理を 民間委託によ り実施	選別・圧縮梱 包・資源化を 民間委託によ り実施	選別・圧縮梱包を 民間委託により 行い、指定法人ル ートで資源化	破砕・選別後 類は業者に 可燃物につい 焼却	売却、

(2) 中間処理に使用する施設の概要

中間処理に使用する東大阪都市清掃施設組合の施設は、次のとおりとする。

① 焼却処理施設

施設名	所在地	処理能力	形式
第四工場	水走4丁目6番25号	600t/日 (300t×2基)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカー式)
第五工場	水走4丁目6番25号	400t/日 (200t×2基)	全連続燃焼式焼却炉 (ストーカー式)

② 破砕処理施設

施設名	所在地	処理能力	形式
粗大ごみ処理施設	水走4丁目6番25号	5 O t ∕5h	低速回転式・高速回転式
祖へこみ処理施設		3 0 t / 3ll	・切断機

③ 資源ごみ処理施設などのその他の施設

施設名	所在地	処理能力・容量	形式など
ペットボトル 減容施設	中石切町 7 丁目 4 番 61 号	4. 9 t/5h	破袋機・除袋機 手選別コンベア、減容機
その他プラス チック受入設備	中石切町7丁目 4番61号	延床面積 958.37㎡	プラスチック製容器包装 の一時堆積

(3) 市では収集・運搬及び処理できないもの

大東市・東大阪都市清掃施設組合に処理の義務がない、大東市・東大阪都市清掃施設組合が現 有する収集・運搬、中間処理、最終処分の方法にて処理できない、又は適正な処理が困難であ るために、大東市が収集・処理できないごみは、次のとおりとする。

市で収集・処理できないごみの例示

有害・危険なごみ	●消火器 ●LPガスボンベ ●シンナー ●塗料 ●汚泥 ●農薬 ●有害な薬品類 ●ボタン型電池 ●廃油・灯油・ガソリンなどの油類 など
処理が困難なごみ	 ●廃タイヤ ●原動機付自転車・オートバイ及び部品 ●金庫 ●バッテリー ●ワイヤーロープ ●生大木 ●リヤカー ●自動車及び部品 (座席、タイヤ、ホイール、バンパー、タイヤチェーン) ●カーポート、物置・温室 ●発電機 ●ピアノ ●シャッター ●エンジン・モーター付機械類 ●ソーラーシステム ●浴槽 ●ドラム缶 ●ボウリング球 ●石・ガラ・土砂 ●建築廃材 ●ブロック・煉瓦・コンクリート製品 (物干し台) ●電動車いす ●農業用機械類 ●介護用ベッド ●鉄材 (バーベルなど) ●洗面台・流し台 など 焼却炉に損傷を与える物
家電リサイクル法 対象品目	・エアコン、テレビ(ブラウン管式テレビ、液晶・プラズマテレビ)、 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
家庭系パソコン	・デスクトップパソコン本体・ノートパソコン・CRT ディスプレイ/一体型パソコン・液晶ディスプレイ/一体型パソコン
事業系廃棄物	・産業廃棄物(パレット、廃プラスチック、ゴムくず、紙くず、木くず、 繊維くず、金属くず、ガラスくず、がれき類、鉱さい、動植物性残渣、 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、畜産農業の動物糞尿・動物死体、ばいじん)

○ごみを処理施設(東大阪都市清掃施設組合)へ直接搬入する場合は、処理施設の要領による 廃棄物の受入基準によるものとする。

(4) その他の処理の方法

大東市における委託処理の方法は、次のとおりとする。

種	類	水銀含有廃棄物 (蛍光管・乾電池・ 水銀血圧計・水銀体温計)	小型充電式電池	小型家電
方	法	一時保管後、運搬・処理を業 者に委託して資源化	一時保管後、運搬・処理 を業者に委託して資源化	一時保管後、運搬・処理 を業者に委託して資源化

種	類 古紙類(古紙・古布)		剪定枝	
方	法	民間施設に搬入し、収集現状のまま業者 に売却し、資源化	民間施設に搬入し、処理を業者に委託し て資源化	

(5) 最終処分計画

① 残渣の量及び処分方法

中間処理によって生じる残渣の見込みと処分方法は、次のとおりとする。

11712 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
焼却灰及び残渣類の発生量(トン)	処理方法			
4 066	大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分			
4,966	(大阪沖処分場)			

(6) 各種法制度などへの対応

① 容器包装リサイクル法への対応

大東市分別収集計画に基づき、アルミ缶、スチール缶、ガラス製容器については民間委託により、選別・資源化を行う。ペットボトルについては東大阪都市清掃施設組合で保管し、ペットボトルの水平リサイクルに関する協定を締結する事業者による処理を行う。

プラスチック製容器包装については、東大阪都市清掃施設組合で選別・保管など(民間委託を含む)を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定法人ルートによる処理(再商品化)を行う。段ボールや紙パックなどの紙製容器については再生資源集団回収による資源化を推進する。

② 家電リサイクル法への対応

法の対象であるテレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機、エアコンの4品目については、法に基づく製造事業者などが適正にリサイクルするため、構築されたシステムの利用を促進させるとともに、宅配便を利用して回収を行う事業者と連携し、その普及活動を実施する。

③ 資源有効利用促進法への対応

法の対象であるパーソナルコンピュータ及び小型二次電池(小型充電式電池)については、法 に基づく製造事業者などが適正にリサイクルするため、構築されたシステムの利用を促進させ るとともに、その普及活動を実施する。

④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく広域認定制度への対応 廃棄する消火器、自動二輪車及び原動機付き自転車については、法に基づく広域認定制度を受けた製造事業者などにより回収を行い、資源化処理を行う。

⑤ 小型家電リサイクル法への対応

政令で定める小型電子機器のうち個人情報漏洩リスクのない品目について、市内公共施設にボックスを設置して回収する。使用済パソコンや携帯電話などは、宅配便を利用して回収を行う 事業者と連携し、回収する。回収した小型電子機器については、法に基づく認定事業者により 資源化処理を行う。

⑥ 食品ロス削減推進法への対応

同法では、市町村は食品ロス削減推進計画を定めるよう努めるものとされており、本市においては令和3年度に同計画を策定し、市民・事業者などに対する啓発など、取り組みを進める。

⑦ プラスチック資源循環促進法への対応

市民に向けたプラスチック使用製品廃棄物の排出抑制および分別にかかる広報を行う。

また、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集および資源化の実施については、課題も多いことから、国や他市等の動向に注視しながら、研究を進める。

第2節 生活排水処理実施計画

- 1. 生活排水処理計画
- (1) 下水道で処理する面積:1,239ヘクタール
- (2) 合併浄化槽の普及啓発を図る区域:上記以外
- 2. し尿・浄化槽汚泥の処理計画
- (1) 収集区域 市内全域
- (2) 実施期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (3) 収集運搬する廃棄物の収集回数、収集の方法、排出量の見込みは、次のとおりである。

種類	廃棄物の量(k l) 収集回数		収集の方法
性块	令和6年度投入量予測	以未凹奴	収集の方伝
し尿	986	月2回	吸上自動車による
し尿浄化槽汚泥	1, 553	1回/年 以上	吸上自動車による

(4)下水道放流施設

下水道放流施設の概要

施設名	公称能力	所在地	処理方式
上市士) 屋加畑 レンカ	30.0	新田境町5番1号	下水道直接投入方式
大東市し尿処理センター	kl/日		(前処理+希釈)

3. 市民への広報・啓発活動

- (1) 生活排水対策の根幹をなす公共下水道の整備を推進するとともに、水洗化率の向上を図るために、下水道整備済区域内の住民に対して、下水道への早期接続を促します。
- (2)市内の河川・水路の水質を改善するため、市民と一体となって計画期間内における生活雑排水の100%処理をめざすとともに、合併処理浄化槽の維持管理などの徹底を図ります。
- (3)公共下水道整備との整合性を図りつつ、汲み取りし尿・浄化槽汚泥処理を適切に推進するとともに、収集・運搬体制の効率化と将来に向けた安定的な体制の確保を図ります。
- (4) 下水道整備計画区域外における、市設置による合併処理浄化槽の普及を促進します。
- (5) 淀川水系の寝屋川流域を対象に水環境を改善し、人々が水辺に親しむことのできる水辺環境 を創出するため、水量及び水質の改善を図ります。